

平成 2 8 年 第 3 回

教 育 委 員 会 定 例 会 会 議 録

平成 2 8 年 3 月 3 日

## 平成28年第3回教育委員会定例会会議録

平成28年3月3日(木)

### 出席者(5名)

教育長 高部 明夫  
委員 角田 徹  
委員 高橋 京子

委員 池田 清貴  
委員 須藤 金一

### 欠席者(0名)

### 出席説明員

教育部長・調整担当部長

山口 忠嗣

総務課長

高松 真也

学務課教育支援担当課長・指導課支  
援教育担当課長・総合教育相談室長

田中 容子

指導課教育施策担当課長

所 夏目

生涯学習課長

古谷 一祐

総合スポーツセンター建設推進室

総務担当課長

向井 研一

三鷹図書館長

田中 博文

生涯学習担当部長

宇山 陽子

学務課長

桑名 茂

指導課長

宮崎 倉太郎

指導課教職員担当課長

田中 通世

スポーツ振興課長・総合スポーツセンター

建設推進室長

室谷 浩一

社会教育会館長

新名 清人

指導課統括指導主事

宮城 洋之

### 事務局職員

副参事

本村 建二郎

主事

大塚 俊介

平成28年第3回教育委員会定例会  
議 事 日 程

平成28年3月3日（木）午後3時20分開議

- 日程第1 議案第9号 三鷹市教育ビジョン2022（第1次改定）について
- 日程第2 議案第10号 三鷹市教育支援プラン2022（第1次改定）について
- 日程第3 議案第11号 三鷹市生涯学習プラン2022（第1次改定）について
- 日程第4 議案第12号 みたか子ども読書プラン2022（第1次改定）について
- 日程第5 議案第13号 三鷹市教育委員会事務局処務規則の一部改正について
- 日程第6 議案第14号 三鷹市教育委員会職員人事考課規程の一部改正について
- 日程第7 議案第15号 三鷹市スポーツ推進委員の委嘱について
- 日程第8 教育長報告

午後 3時27分 開会

○高部教育長 よろしいでしょうか。それでは、ただいまから平成28年第3回教育委員会定例会を開会いたします。

本日の会議録の署名委員は、池田委員にお願いをいたします。

それでは議事日程に従いまして、議事を進めてまいります。

---

日程第1 議案第9号 三鷹市教育ビジョン2022（第1次改定）について

日程第2 議案第10号 三鷹市教育支援プラン2022（第1次改定）について

日程第3 議案第11号 三鷹市生涯学習プラン2022（第1次改定）について

日程第4 議案第12号 みたか子ども読書プラン2022（第1次改定）について

○高部教育長 委員の皆様にお諮りをいたします。

日程第1 議案第9号から日程第4 議案第12号の議案につきましては、関連議案でございますので、一括して審議したいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○高部教育長 ご異議なしと認めます。議案第9号から議案第12号までを一括して議題といたします。

（書記朗読）

○高部教育長 提案理由の説明をお願いします。教育部長。

○山口教育部長 それでは私から、教育委員会の個別計画につきましてご説明をさせていただきます。

本日お配りしてございます教育ビジョン2022をはじめとした個別計画四つと、レジュメでございますけれども、三鷹市教育ビジョン2022第1次改定素案に係る市民意見への対応についてという、A4横長のものがございます。

それともう一つ同じ形ですが、三鷹市教育ビジョン2022第1次改定素案からの主な変更点という、こちらの資料を使ってご説明させていただきたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

教育委員会の個別計画につきましては、昨年11月にそれぞれ素案をお示しいたしまして、改定箇所を中心にご説明させていただいたところでございます。その後、1月12日から2月1日までの間でパブリックコメントを実施いたしました。本日はパブリックコメントでいただきましたご意見等々、これに対する対応についてご報告させていただきたいと思っております。

また、あわせて、本日、席上にそれぞれの計画の冒頭に記載いたします、「はじめに」と書いてありますが、巻頭言がございまして、こちらは案をお配りしておりますので、お気づきの点等ございましたら、あわせてご意見をいただければと思っておりますので、よろしく願いいたします。

それではまず、教育ビジョン2022からご説明させていただきます。

まず、横長の、お手元の「教育ビジョン2022第1次改定素案に係る市民意見への対

応について」をごらんいただきたいと思います。

パブリックコメントで教育ビジョン2022にいただきましたご意見は、全体でお二人から6件ございました。ごらんのとおり、表に4件、裏に2件と、合計6件のご意見を記載させていただいているところでございます。

それでは、個別計画、教育ビジョン2022の計画の10ページをごらんいただきたいと思います。1の「コミュニティ・スクールの機能の充実」に関するご意見でございまして、コミュニティ・スクールの権限、役割、機能といったものがこの記述からは不明であるというようなご指摘がございましたので、こうした権限、役割、機能につきましては、法律あるいは規則等に明らかにされている旨、ご説明をしたところでございます。

その下、2番目は、隣のページの上から2行目に、「学校支援ボランティアの事務局的な機能の充実を図り」という記載がございすけれども、こちらについて、行政による強制と受け取られかねないというようなご指摘がございました。ここではコミュニティ・スクール委員会の役割とその機能の充実、委員会の活動に対する行政としての支援の記載である旨を説明したところでございます。

3番目、その下の3、コミュニティ・スクールの充実に向けた支援体制の整備についてというところでございまして、この部分、内容がコミュニティ・スクール委員会から離れているということ、そして、事務局的機能の支援を明記すべきだというようなご意見でございす。ここではよく内容をご理解いただくために、コミュニティ・スクール委員会の主体的・自律的な活動の推進と事務局的機能に対する幅広い支援の記載であることを説明しているところでございます。

4番目、こちらは計画がちよっと飛びますけれども、16ページになります。10の「学園長・校長の学校経営ビジョンに基づく特色ある学園・学校づくりの推進」というところに対するご意見でございまして、学園・学校運営に対する学園長・学校長とコミュニティ・スクール委員会の関係が不明確であるというご意見でございす。

対応といたしましては、学園・学校経営の最高責任者は学園長・学校長であること、そしてコミュニティ・スクール委員会は学園長・学校長の経営ビジョン等に対する法律、規則に裏づけられた権限、役割、機能を持っているということを説明したところでございす。

ページをおめくりください。計画では18ページになります。こちらは、「子どもの安全・安心の確保」でございまして、昨年末の学校におけます不祥事の原因、再発防止策などを盛り込むべきとのご意見でございす。

対応といたしましては、個別計画レベルの記載は困難ではあるものの、学校マネジメント能力の向上という部分については既に記載されていること、そして、教員の服務規律の徹底につきまして、ご意見の趣旨を本計画の中で反映する旨、説明してございす。具体的な内容については、後ほど説明をさせていただきます。

最後、6番目でございす。学校給食の放射能検査の拡充についてでございす。計画の中で、安全でおいしい学校給食の充実を図る旨、記載してございまして、今後も事業実施の中で引き続きこうした取り組みを継続していく旨、説明してございす。

それでは、もう一つの資料でございますけれども、「三鷹市教育ビジョン2022第1次改定素案からの主な変更点」という資料をごらんいただきたいと思います。全部でここに五つ項目がございますけれども、表の上から二つ目までは時点修正でございます、内容の変更点は大きく3点でございます。

上から3番目、こちらは教育ビジョン2022の計画の5ページをごらんいただきたいと思います。場所といたしましては、ちょうど2段落目、「三鷹市ではこうした考え方に加え」という文章、書き出しのところの3行下の一番右側になりますけれども、こちらに「人と人とのかかわりの中で」の後に「多様性を尊重しつつ」という文言を追記してございます。これにつきましては、さきの総合教育会議の中で大綱の基本理念についていただきましたご意見を反映したものでございます。

次に、主な変更点の4番目でございますが、こちらは計画の10ページをごらんいただきたいと思います。平成28年度の教育委員会基本方針の策定の中での検討結果と整合を図るために、最初の丸、「コミュニティ・スクール委員会、学校運営協議会の充実」の4行目の後段になります。「また」以降のところになりますけれども、「コミュニティ・スクールにおける協議の活性化や円滑な運営のためのコンプライアンスの意識啓発」、こちらについて前後関係を入れかえているところでございます。

5番目につきましては、計画の16ページ、17ページになります。先ほどパブリックコメントの欄のところでご説明をいたしましたけれども、ご意見の趣旨を反映することで、教員のキャリア支援と研修プログラムの充実の文章の中から、教員の服務規律の部分に独立させまして、「社会的な常識と教員としての高い倫理観を持つ人財を育成します」と追記をしたところでございます。

教育ビジョン2022については、以上でございます。

次に、教育支援プラン2022でございます。こちらは市民意見の対応についての3ページをごらんいただきたいと思います。教育支援プラン2022についてのパブリックコメントでございますが、こちらは3人の方からそれぞれ1件ずつ、合計3件のご意見をいただいたところでございます。

教育支援プラン2022の6ページをごらんいただきたいと思います。「支援を必要とする児童・生徒への指導と支援の充実」についてでございます、学区域にかかわらず、子どもに合った支援学級に入るなどの柔軟な対応をというご意見でございます。

このご意見に対する対応といたしましては、計画の中で、理念としてその趣旨を盛り込んでおり、事業実施に当たって子ども一人ひとりの状況、状態に応じた支援教育に取り組んでいく旨、説明をしているところでございます。

お隣、7ページの下になります。(4)教育支援ボランティアの育成でございます。コミュニティ・スクールとインクルーシブ教育に関する総合施策、教育支援ボランティアのあり方、教育支援コーディネーターとの関係や支援についてのご意見でございます。既にこうした内容を盛り込んでいる教育支援プラン2022に基づきまして、教育支援ボランティアによる支援が必要な児童・生徒への対応と、教育支援コーディネーターの育成を図っていく旨、説明をしております。

3番目、14ページになります。2の「教育支援にかかわる総合教育相談機能の充実」でございます。フリースクールに通う子どもと学校とのかかわり、交流や家庭への補助制度についてでございます。

フリースクールに関しましては、現在、国において検討が進められておりますので、公的支援を含めて、今後の動向を注視する旨、お答えをしております。

教育支援プラン2022につきましては、素案からの変更点はございません。

○宇山生涯学習担当部長　　続きまして、生涯学習プラン2022についてご説明をいたします。

まず、生涯学習プラン2022につきましては、パブリックコメントとしまして、7人の方から33件のご意見をいただいております。意見への対応についての4ページのところから順次ご説明をまいります。

左側の通し番号で申し上げますが、1番目、計画の基本目標につきまして、基本目標はプランの5ページの後半に書かれております「ともに学び、学びを活かし、学びの成果や絆が地域に受け継がれていく心豊かな社会をつくる」の学びの成果の部分を誰がどのように判断するのかというご意見です。誰かが判断するということではなく、個人の自己実現や地域の中で受け継がれていくものと捉えていることをご説明しております。

2番目、市は、時の権力に流されず、地方自治体としてあるべき地域、国家、世界の姿を発信する気概を持つてほしいというご意見です。ここはプランの6ページにあります計画の位置づけに関するものと受けとめまして、プランが基づく三鷹市自治基本条例の国、都に対する適切な政府間関係の確立、そして市の率先行動の基本についてご説明し、地方自治体としてあるべき姿を発信していく旨をお答えしております。

3番目から7番目までが19ページの計画の基本的な視点、「生涯学習振興行政の総合的推進」の項目の中の、生涯学習及びスポーツ関連業務を再編して市長部長に移管することに関するご意見でございます。社会教育を含む生涯学習の一層の振興を図るために、教育、福祉、健康、環境などの各行政分野や民学産公の生涯学習資源との協働によるネットワーク型の生涯学習をさらに総合的、効果的に行っていくための組織体制とすることをご説明しています。

また、5番目につきましては、教育委員会の職務権限の移管についてのご意見にお答えをしているところです。

8番目は、同じく計画の基本的視点の20ページ、「生涯学習を支援する環境整備」の項目の、ネットワーク大学との連携についてのご意見で、将来、市民大学がネットワーク大学に包摂されるようなニュアンスを感じるが、具体的な計画があるのかというお尋ねでございますが、そのような計画は全くない旨をお答えしております。

そして9番から32番までが、24ページにあります計画の重点事業「三鷹中央防災公園・元気創造プラザの整備」のア、生涯学習センターに関するご意見です。9、10、12、13、そして30は市民大学総合コースの継続を求める内容となっております。既に計画に盛り込まれている旨をお答えしております。

11番目は、社会教育会館条例を廃止し、生涯学習センター条例とする理由についての

お尋ねです。生涯学習センターは、これまで学習ニーズがありながら利用できなかったより多くの人々に参加していただけるよう、多世代にわたる市民のより多様な学習ニーズに応えるとともに、各行政分野や民学産公の生涯学習資源との協働によるネットワーク型推進体制の拠点とするため、社会教育法の公民館の位置づけではなく、地方自治法に規定する公の施設として設置することとした旨をお答えしております。

14と16は、生涯学習センターのプログラムの具体的イメージが結びづらいというご指摘です。プログラム展開の考え方をお答えするとともに、具体的には今後、開館準備を進める中でお示しをする旨をお答えしております。

15番は、利用区分が増加しないのではないかとのご懸念です。生涯学習センターでは、時間延長で1日4コマを確保し、週1回の休館日を月1回とし、祝日も開館するなどにより、大幅に増加するというお答えをしております。

17は名称に関するご希望です。施設目的にふさわしい名称として、生涯学習センターとしており、対応は困難である旨をお答えしております。

18は、教育基本法の地方公共団体が社会教育の奨励や振興に務めなければならないという12条の規定を根拠としまして、行政と市民の協働は認められないというご主張です。市側の解釈をお伝えするとともに、市が主催する講座については、その内容に市が最終的な責任を負うものであることをご説明しております。

19は、指定管理者の導入の考え方と、市民大学総合コースの継承についての説明を求めのご意見です。管理運営計画でお示ししているように、三鷹市芸術文化振興財団を改組した新たな財団を指定管理者とすることによりまして、市、市民、関係団体と指定管理者との協働による運営を可能にし、社会教育会館事業を継承しつつ、民間事業者等を活用した多様な市民ニーズに対する事業展開と効率的な経営を図るということをお答えしております。

20と22、25、31は、指定管理制度の導入の法的な是非、そして事業内容の変質への懸念についてのご意見です。導入は可能であること、また、事業内容、進め方に関しては、指定管理の協定書等により、適切に伝達、指示をする旨をお答えしております。

21は、公民館としての存続と近隣市区の状況についてのご意見で、公民館は必置ではないことをご説明しています。

23と24は、社会教育法第3条の地方公共団体の任務、そして12条の社会教育関係団体と地方公共団体との関係に関するご意見です。引き続き社会教育法を遵守していく旨をお答えしております。

26は、管理運営計画でお示ししている芸術文化振興財団を改組した新たな財団が、スポーツ、文化、芸術全てを管理運営することにそごはないのかというご懸念です。新たな体制で総合的・効率的な事業運営が図れる旨をお答えしております。

27は、指定管理者制度について、市場主義に振り回され、三鷹の文化水準が低下するのではないかとのご懸念です。生涯学習センター等の公の施設の設置及び管理は、市が責任を持って行うものであり、指定管理者には業務内容を協定書等で規定し、指示することをご説明しております。



29は、生涯学習センター条例に社会教育法の理念を盛り込むことのご要望です。条例の目的に、社会教育を含む生涯学習の振興を図るといようなことを明記することとしており、そのことをお答えしております。

33番は、学びの場を担保してほしいというご意見です。50ページにあります学習が困難な人への支援ということも含めまして、生涯学習センター条例の目的に市民の主体的な学習を保障することを掲げる旨をお答えしたところです。主な意見の対応については以上で、主な変更点の3ページ目からが生涯学習プランの主な変更点となっております。

施設の「仮称」をとりましたり、「第1次改定」を加えるという変更のほか、4ページ以降ですけれども、人財の活用ということで、「活用」という言葉が多々、この計画内に使われていたんですけれども、活用という言い方が、少し上から目線ではないかといようなことがございまして、人財を活かす、あるいは活躍の場を提供するといような形に全て言いかえをしております。

それから、表の11番目、広場の名称等について表記を統一した部分と、8ページの19番目ですけれども、生涯学習推進会議の要綱を改正したことによる修正が加わっています。

主な変更点は以上でございます。

みたか子ども読書プラン2022については、パブリックコメントでのご意見はございませんでした。変更もございません。

以上です。

○高部教育長 以上で提案理由の説明は終わりました。委員の皆様の質疑をお願いいたします。パブリックコメントへの対応とそれに伴う必要な箇所への修正、それから、これまで基本計画の第1次改定と総合教育会議での協議を並行して行ってきましたので、そのことによる反映ということで修正箇所がお手元のとおりであるということでございます。

先ほど、説明の中で、お答えはしておりますと言ったけれども、お答えはまだしていないんですね。こういう対応の方向を確認して、今後いつかの時点でそれをまたホームページに出すなりお戻しするということですよ。

○宇山生涯学習担当部長 そうです、はい。

○高部教育長 ご意見、質疑、いかがでしょうか。高橋委員。

○高橋委員 変更とかではないんですけれども、先ほどのコミュニティ・スクール委員会とか学校運営協議会とか、教育委員会の中でわかることが、外に行くとなかなかわかりにくいものがありますよね。この小・中一貫を始めるときに、非常にわかりやすい図で、市民の皆さんに働きかけてくださったかと思うんです。そういうものをこれから先も継続していただいて、コミュニティ・スクール、学校運営協議会、学園、学校の関係、それが皆さんに安心していただけるような示し方は、情報提供は継続してやっていただけたらありがたいと思っています。

以上です。

○高部教育長 最新版のパンフレットありますよね、三鷹のコミュニティ・スクールを解説したカラー刷りの折り込みの。あれをちょっと情報提供していただけますか。

ありがとうございます。ほかにいかがでしょうか。池田委員。

○池田委員 生涯学習と社会教育の関係なんですが、市民のご意見を拝見すると、社会教育の所轄は市長部局ではなく教育委員会であるべきであるというご意見が5ページの6番目に記載されていますが、これは所轄の部局が変わるということなんですか。

○高部教育長 生涯学習担当部長。

○宇山生涯学習担当部長 生涯学習プランの19ページにもございますが、真ん中あたりのところですが、中央防災公園・元気創造プラザの開設を機に、生涯学習とスポーツ関連の事業を再編して市長部局に移管するというのを、平成29年の4月に予定しているということでございます。

○池田委員 生涯学習とスポーツ関連業務の全体が市長部局に移管されるということなんですね。

○宇山生涯学習担当部長 はい。そのような予定しております。

○池田委員 そうすると、生涯学習はもう教育委員会の所轄ではなくなるということなんですか。

○高部教育長 新施設ができますので、複合施設の中で新財団も活用しながら有機的にやっていくといったときには、事業内容そのものも、今まで社会教育会館だけで行われた狭い意味の社会教育だけではなくて、もっと多世代に広げた、多様なテーマを含めた生涯学習に移行していこうということです。

実は、生涯学習は今、市長部局でもネット大とか芸術文化センターとか、教育委員会だけでなく行っている部分がありますので、それとリンクしていくという考え方です。そのやり方としては、特例条例という地教行法上の規定の中で、条例で定めれば、スポーツと文化については市長部局が担うことができるということで、もう他の自治体で先行しているところがありますので、それを使います。それと、今までの社会教育はどうなるんだというお話なんですけれども、もちろん社会教育が消えてなくなるわけではなくて、今言ったように、社会教育も含めた、家庭教育や学校ともかかわる生涯学習という位置づけですので、固有の、今までやっていたコアな部分はどうかということ、これはそこだけ切り分けるといっても本来の施設の趣旨にそいませんので、いわば補助執行という形で、やはり実態的には市長部局で統合してやっていくと。ただ、その補助執行のかかわり方においては、やっぱり教育委員会の権限というのは残りますので、具体的にどうするのかということ、例えば計画をつくる時とか、条例をつくる、仕組み、枠組みのときには、きちんと市長部局と教育委員会が協議しながら進めていきたいと思います。ただ、実態的な施設の運営とか他部局とのネットワークについては、そこの新しい市長部局のセクションでやっていきたいと思いますという整理の仕方です。

○池田委員 わかりました。

○高部教育長 ほかにいかがでしょうか。

○角田委員 よろしいですか。これは確認なんですけれども、対応についての7ページの18のところ、これは教育基本法の第12条のことで、条件整備・環境整備に特化すべきだと。つまり、社会教育の奨励及び振興に努めることに限定されると、この意見は言っ

ているんですが、右側の対応としては、決してそれに限定されるものではないとあります。この条文の理解は、この対応の内容が正しいんですね。ですから、この質問内容の理解がちょっと曲解していたということでもいいんですね。

○宇山生涯学習担当部長 はい。そういうふうにご説明しているところです。

○角田委員 わかりました。

○高部教育長 これは捉え方の違いなんですけれども、行政も独断専行でやるということではなくて、当然、条例とか規則とか計画とか、そういうものを議会で審議していただきながら、その中で民主的支援を行っていくという説明ですので、そういったご理解を求めるといことです。

○角田委員 わかりました。ありがとうございます。

○高部教育長 ほかにいかがでしょうか。

先ほどのパンフレットは、こういう学校運営協議会とか三鷹独自のコミュニティ・スクールのことが書かれています。

○高橋委員 おそらくこれができるだけ市民の皆さんの目に入りやすくなるというふうな思うんですね。ごくごく自然にコミュニティ・スクールというものを受け入れていただけるようになるというふうな思いました。

○高部教育長 これは今、どのぐらい刷ってどのぐらいの配布が可能なんでしょうか。

○所指導課教育施策担当課長 在庫はかなりあります。

○高部教育長 当初配布したところは、コミュニティ・スクールとか各学校ぐらいですか。

○所指導課教育施策担当課長 年度当初に配布するのは、教育委員会からだとコミュニティ・スクール委員会、学校は学校でこれをある程度の部数持っていますので、必要なときに活用できるようになっています。

○高部教育長 では、PTAの方々にも配られるのですか。

○所指導課教育施策担当課長 はい。

○高部教育長 どこかへ行けば手にとれるような、そういう置いておく場所が、社会教育会館もあるでしょうし、事務局もあるでしょうし、多少刷り増しをしながらPRしていったほうがいいかもしれないですね。

○高橋委員 ホームページを使うのは効果的ですね。

○高部教育長 ホームページはどうですか。

○所指導課教育施策担当課長 ホームページには上げていません。

○高部教育長 では、これからちょっと工夫していただいて、ぜひ発信するように。

ほかにいかがでしょうか。よろしいでしょうか。

ほかにご質問、ご意見等がなければ、採決をいたします。

まず、議案第9号 三鷹市教育ビジョン2022（第1次改定）については、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○高部教育長 異議なしと認めます。本件は原案のとおり可決されました。

次に、議案第10号 三鷹市教育支援プラン2022（第1次改定）については、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○高部教育長 ご異議なしと認めます。本件は原案のとおり可決されました。

次に、議案第11号 三鷹市生涯学習プラン2022（第1次改定）については、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○高部教育長 ご異議なしと認めます。本件は原案のとおり可決されました。

次に、議案第12号 みたか子ども読書プラン2022（第1次改定）については、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○高部教育長 ご異議なしと認めます。本件は原案のとおり可決されました。

---

日程第5 議案第13号 三鷹市教育委員会事務局処務規則の一部改正について

○高部教育長 それでは、日程第5 議案第13号を議題といたします。

（書記朗読）

○高部教育長 提案理由の説明をお願いします。総務課長。

○高松総務課長 では、議案第13号 三鷹市教育委員会事務局処務規則の一部改正についてご説明をさせていただきます。議案書、本冊つづりの8ページの新旧対照表をお開きください。

この議案は、平成28年4月に施行されます行政不服審査法の改正に伴いまして、関係する規定の改正を行うというものでございます。

規則のご説明の前に、まず、行政不服審査法、法律の改正の概要につきまして、本日、お席にお配りさせていただいております、「行政不服審査法とは」という資料をごらんいただけますでしょうか。A4横長の資料になります。

まず、1ページに「行政不服審査法とは」ということで概要が記載されております。この法律ですけれども、行政庁の処分等に関する不服申立てについての一般法として、国または地方を問わず、行政庁の処分に幅広く適用されているという法律になります。

2ページをごらんください。今回、法律の改正の趣旨、また概要について記載されております。現行の行政不服審査法ですが、50年以上、本格的な改正がなく、この間、行政手続法や行政事件訴訟法等の関連法制度の整備もあつたことを踏まえまして、公正性・利便性、また使いやすさの向上といった観点から、時代に即した抜本的な見直しが行われることとなったものでございます。

資料の下側、改正法の概要に記載のとおり、不服申立構造の見直しや公正性の向上のための審理員制度の導入等、また、使いやすさの向上として、現行60日であった審査請求の期間を3か月に延長するというようなことなどが法改正の見直しの内容となっております。

このうち、今回の議案であります規則改正に係る点が、不服申立構造の見直しとい

う点でございます、その下3ページをごらんください。3ページに概要が記載をされております。

左側が現行という形になりますが、ある処分に対しまして、不服申立てを行う制度として、処分を行った処分庁自体に申し立てを行う異議申立て、左側に記載のあるものです。それと、処分庁の上級行政庁に申し立てを行う審査請求というものがありましたが、右側、改正後は、こちらが審査請求に一元化されますとともに、審査請求期間についても、現行の60日から3月に延長されるという内容になります。

続きまして、4ページをごらんください。今回の規則改正に直接関係するものではございませんけれども、公正性の向上の観点からの法改正の内容としまして、不服申立ての手續におきまして、原処分、もともとの処分に関与していない等の要件を満たす職員が審理手續を行う審理員制度というものの導入と、審査庁、審査をする行政庁の判断の妥当性を第三者機関としてチェックする行政不服審査会等への諮問手續の導入というものが上に記載をされております。三鷹市におきましても、行政不服審査会を平成28年4月から設置するための条例を、現在開催中の市議会に提案をしているところでございます。

ただし、この上の囲みの下にちょっと小さい字で恐縮なんですが、(注) というのがございます。この(注)に記載のとおり、審査庁が合議制の機関である場合等は、審理員の指名等は不要とされておまして、教育委員会を含みます行政委員会につきましては、審理員制度等の適用はございません。こちらは、識見を有する委員等で構成される合議体である教育委員会、その合議体によりまして、公正かつ慎重に判断されるということが制度上担保されていると考えられることから、審理員を指名して審理手續を行わせる必要がないとされたことによるものでございます。

改めまして、議案書の8ページ、9ページの新旧対照表をごらんください。今回の規則改正の内容でございますけれども、事務局の各課、係の事務分掌を規定しております第5条第1項のうち、総務課庶務係の分掌事務第5号につきまして、法律の改正によります不服申立構造の見直しという中で、異議申立て、審査請求が審査請求に一元化されたということから、改正前、「異議申立て」という文言を「審査請求」に改めるというものになります。

9ページの附則、一番下に規定しておりますとおり、この規則ですけれども、改正法の施行日であります平成28年4月1日から施行することとしております。

ご説明は以上でございます。ご審議のほど、よろしく願いいたします。

○高部教育長 以上で提案理由の説明は終わりました。委員の皆様のご質問をお願いいたします。池田委員。

○池田委員 これは法律の大改正ということで、改正というよりも法律番号を変える法律の制定と言っていいもののようなのですが、最後ご説明いただいた(注)のところですが、これは審査庁が合議制の機関である場合に教育委員会も含まれるというのは、これは公的な見解として、所轄は内閣府ですかね、示されているのでしょうか。

○高部教育長 総務課長。

○高松総務課長 法律の逐条解説等にも記載されている内容になっております。

○池田委員 ありがとうございます。

○高部教育長 それだけ教育委員会の責任は非常に重い、公正かつ慎重な判断を期待されていることの裏返しだと思いますけれども。

ほかにいかがでしょうか。よろしいですか。

ほかにご質問、ご意見等がなければ、採決いたします。

議案第13号 三鷹市教育委員会事務局処務規則の一部改正については、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○高部教育長 ご異議なしと認めます。本件は原案のとおり可決されました。

---

日程第6 議案第14号 三鷹市教育委員会職員人事考課規程の一部改正について

○高部教育長 日程第6 議案第14号を議題といたします。

( 書記朗読 )

○高部教育長 提案理由の説明をお願いいたします。総務課長。

○高松総務課長 では、議案第14号 三鷹市教育委員会職員人事考課規程の一部改正についてご説明をさせていただきます。

この議案ですけれども、教育委員会職員の人事考課に関しまして、必要な事項を定めております本訓令につきまして、市の規程が改正されたことに合わせて改正を行うというものになります。

先に、市の規程の改正についてご説明をさせていただきます。議案書の14ページ、横長になりますが、新旧対照表をごらんください。改正内容は2点ございます。

まず、1点目ですけれども、第1条の趣旨規定におきまして、地方公務員法の根拠規定を改正するというものになります。地方公務員法の改正によりまして、能力及び実績に基づく人事管理の徹底を図るために、地方公共団体におきましても、平成28年度から人事評価制度を導入することとされました。この人事評価制度ですけれども、職員が職務を遂行するに当たり発揮した能力と上げた業績、能力と業績を把握した上で人事評価を行うというもので、その結果を、任用、給与、その他の人事管理の基礎とするものでございます。

このたび、国と同様の人事評価の制度の取り組みが地方公務員法においても義務づけられたというものですけれども、三鷹市におきましては、既に平成13年度から同様の制度の導入、運用を行っているところでございます。

15ページに、地方公務員法の該当部分の新旧対照表を掲載しておりますので、ごらんください。改正前ですけれども、第7節の研修及び勤務成績の評定という節におきまして、第40条、勤務成績の評定という規定がございました。この規定を本市の人事考課制度の根拠としていたわけですけれども、改正後は第23条の2としまして、人事評価の実施という規定が新設されました。この勤務評定というものと人事評価の違いというところでございますけれども、勤務評定につきましては、評価項目が明示されないですとか、上司からの一方的な評価で結果を知らされない、また、人事管理に十分活用されないなどの問題点が指摘をされてきたところと聞いております。

人事評価につきましては、法律に規定のとおり、能力、業績の両面から評価を行い、評価基準の明示、または自己申告、評価結果の開示などの仕組みにより、客観性を確保しまして人財育成に活用するような内容となっております。

三鷹市におきましては、繰り返しになりますが、既に国に準じて、ここで法律に新たに規定された人事評価でございますけれども、この内容で既に制度の導入、運用を行っているところでございます。

続きまして、市の規程の改正の2点目ですけれども、また14ページをごらんください。こちらは改正後の第19条としまして、人事考課制度の苦情相談制度を設けることとされました。この苦情相談制度ですけれども、人事考課制度の公正性、透明性を確保し、制度の信頼性、また納得性を高めるために導入するというもので、具体的な制度としましては、要綱により定める内容となりますが、人事考課結果、考課者の対応等について苦情相談、苦情申し出を行うことができる仕組みとなります。三鷹市という自治体の規模ですので、教育委員会独自で制度化するというものではございませんで、市全体として制度化をして、市の総務部職員課と私ども教育部総務課がともに担当するというようなこととなります。

改めまして、今回の議案でございます教育委員会職員人事考課規程の一部改正について、12ページをごらんいただけますでしょうか。12ページに、教育委員会訓令の新旧対照表を掲載しております。

まず、第1条の規定ですが、市の規程と同様に、地方公務員法の改正に伴いまして、制度の根拠規定を改めるというものになります。

市の規程の2点目の改正でございます苦情相談制度につきましては、第3条におきまして、市の規程を準用するとしておりますので、この準用の規定で読み込める内容となりますので、特段改正はございません。

附則の施行期日ですけれども、この訓令は、地方公務員法の改正の施行日に合わせまして、平成28年4月1日から施行することとしております。

ご説明は以上となります。ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

○高部教育長 以上で提案理由の説明は終わりました。

委員の皆様のご質問をよろしくお願いいたします。いかがでしょうか。

では、私から。対象となる職員の範囲、第2条にあるんですけれども、常時勤務を要する一般職に属する職員、これは教育委員会の事務局ですと、およそ何人が対象になりますか。およそでいいです。180人ぐらいですか。

○高松総務課長 すいません。今、資料がありませんが、そのくらいかと。

○高部教育長 質問はその次なんですけれども、教職員の扱いはどうなるんですか。教職員の人事考課制度は、はい、田中課長。

○田中指導課教職員担当課長 教職員は、東京都の既に人事考課制度が、教育職員及び都事務に当たる部分でそれぞれございます。また、苦情の申し出の制度も既に導入されておりますので、それに基づいて行うようになっております。

○高部教育長 それは東京都がもう規程を改正済みだと。それで、三鷹市が具体的に市立学校の教職員にその制度を適用するときには、東京都の規則というか規程に準拠して行

えばいいということなんですね。

○田中指導課教職員担当課長 はい。東京都教育委員会が任命権者のものは、そちらで既に実施しております。

○高部教育長 ほかにいかがでしょうか。

ほかにご質問、ご意見等がなければ、採決をいたします。

議案第14号 三鷹市教育委員会職員人事考課規程の一部改正については、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○高部教育長 ご異議なしと認めます。本件は原案のとおり可決されました。

---

日程第7 議案第15号 三鷹市スポーツ推進委員の委嘱について

○高部教育長 日程第7 議案第15号を議題といたします。

(書記朗読)

○高部教育長 今、お手元に別刷りの議案第15号が用意されていると思います。

提案理由の説明をお願いします。スポーツ振興課長。

○室谷スポーツ振興課長 スポーツ振興課長の室谷でございます。別刷りの議案書をごらんください。

2ページをお開きいただけますでしょうか。現在、委嘱をしておりますスポーツ推進委員の任期が今月31日までとなっております。このことに伴いまして、新たにスポーツ推進委員の委嘱の手続を行うものです。委嘱年月日は平成28年4月1日、任期は同日から平成30年の3月31日までとなっております。候補者等につきましては、裏面の3ページをごらんください。こちらが今回新たに委嘱をするスポーツ推進委員の候補者名簿となっております。合計で24名となっておりますけれども、このうち、今回初めて委嘱をする候補者としましては、一番左側の14番の小山武志さん、男性、そして20番の平賀栄一さん、男性、そして次の21番、広瀬隆久さん、男性、こちらの3名が、区分のところ1期となっておりますけれども、今回初めて委嘱させていただく候補者となっております。

全体の男女比率は、男12人、女12人、同数という比率となっております。

参考法令が次の4ページに記しておりますので、参考までにごらんいただきたいと思っております。

説明は以上です。

○高部教育長 以上で提案理由の説明は終わりました。委員の皆様のご質問をお願いします。いかがでしょうか。

では、私から。今、新規の第1期の新任の方の3人のお名前の紹介があったんですが、この参考法令を見てもわかるように、要件として、社会的信望があり、スポーツに関する深い関心と理解を有し、熱意と能力を有する者の中から選ぶというふうになっておりますので、3人の方の判断材料といえますか、簡単な内容についてのご紹介というのはできますか。

○室谷スポーツ振興課長 まず、14番の小山武志様におかれましては、ご本人が今も



親しんでいるスポーツとしましては陸上競技です。さきの東京マラソンも出場されて、完走されたということです。また、こちらの方は、ご家族皆様で、特にスポーツボランティアの関心が高くて、さきに行われたスポーツボランティア講習会にもご夫婦で参加なさりまして、私ども、ちょっと話す機会があったんですけれども、非常に視野も広く、最初、ご夫婦でという話もあったんですけれども、いろいろ状況を勘案して、ご主人様に今回、候補者として挙げさせていただくことをご了承いただいております。

20番の平賀栄一様におかれましては、実はこちらの方は、平成20年度から23年度までの2期、過去にスポーツ推進委員を委嘱した方です。ご家庭のご事情で、24年度から27年度までは一時退任をされたんですけれども、特にアウトドアスポーツ、軽登山も含めてアウトドアスポーツに非常に造詣が深い方で、市民歩こう会などでは、以前、スポーツ推進委員として活躍されていた方でございます。今回、ご家庭の事情がいろいろ改善されたということで、現会長の推薦もあってお願いするものです。

21番の広瀬隆久様、こちらの方は北野に在住されている方で、石材店の社長をされている方なんですけれども、ご本人様は学生時代はサッカーを楽しまれていてということを確認しております。やはり地域に対する関心が高く、今現在は消防団員も務められている方で、この市民スポーツ活動にもぜひ協力したいということで、今回候補者とさせていただいたものです。

以上でよろしいでしょうか。

○高部教育長 はい。ほかにいかがでしょうか。

○須藤委員 このスポーツ推進委員というのは、主にどういった形で推薦されてくるんですか。地域からですか。

○室谷スポーツ振興課長 実際にはそれぞれケース・バイ・ケースなところはありますけれども、現任の方からのご推薦をいただいたりですとか、あるいは地域スポーツクラブからのご推薦をいただいたり、あとは学校関係、コミュニティの関係とか、あと体育協会からなどもございます。このスポーツ推進委員の認知度というのがちょっとまだ不十分なところがございまして、こういう活動をされている方がいるんだということで、自薦、他薦を問わず、ケース・バイ・ケースで、私どもの考え方を理解していただいた上で候補者とさせていただいております。

○高部教育長 よろしいですか。

○須藤委員 はい。

○高部教育長 ほかにいかがでしょうか。高橋委員。

○高橋委員 今回の委員さんについてはではないんですが、年代間のバランスというものがあるかと思うんですね。高齢者へのスポーツということでご高齢の方が多いた方が別に悪いことではないんですが、やっぱりもう少し、昭和50年、60年あたりの世代が入ってきて、定員30名ということですので、バランスのいい組織になるといいかなと思っています。

以上です。

○高部教育長 何かありますか。

○室谷スポーツ振興課長　まさにご指摘のとおりで、どうしても、いわゆる稼働年齢の方、小さいお子様をお持ちの方などの委員さんが非常に少ないという現状がございまして、今回新たに委嘱する候補者は、全て昭和40年代生まれの方なんですけれども、そのあたりは今後も課題として、学生さんも含めて、ぜひ今後は若い世代を拡充していきたいと考えております。

○高部教育長　よろしいですか。

ほかにいかがですか。よろしいでしょうか。

ほかにご質問、ご意見等がなければ、採決いたします。

議案第15号　三鷹市スポーツ推進委員の委嘱については、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○高部教育長　異議なしと認めます。本件は原案のとおり可決されました。

---

#### 日程第8　教育長報告

○高部教育長　引き続き、日程第8　教育長報告に入ります。

それでは、私から。お手元に、平成28年第1回の一般質問通告一覧表というのをお配りしておりますので、ご報告いたします。

第1回定例会が2月26日から開会されておまして、26日と、土日挟んで29日に市政に関する一般質問がございました。今回、18人中9人が教育長に対しての質問ですので、簡潔にご報告いたします。

まず、3番目、森徹議員です。質問は2番目の、都立高校定時制の廃校計画についてということでございまして、これは東京都がこの2月に都立高校改革推進計画・新実施計画を定めまして、その中で立川高校をはじめとする4校の夜間の定時制課程を閉じるということで、それに対する影響ということのご質問でした。

近年、三鷹市の中学校からの進学としては、廃校計画の中の4校については実績がございません。そしてまた、近隣地区にも、調布にも杉並にも定時制高校がございまして、特段の影響というのは現段階では考えていないとお答えをしました。

次の4番目、伊東光則議員でございます。これは、さらなる市民満足度の向上に向けてということで、市長と教育長にお尋ねでした。特に教職員の専門能力の向上、特に(3)にございますけれども、ここの部分ですが、ご案内のように、今、教員の年齢構成の若返りが進んでおまして、人財育成というのが重要な課題となっております。そして、採用当初から年次計画、それから階層別研修等々で研修を進めているわけですけれども、あわせて校内でのOJT研修を計画的に進めていくということと、あと、市民満足度については、日ごろの保護者や地域からの意見等への対応もございまして、コミュニティ・スクールの中でも学校関係者評価などを行っておりますので、そういったものを活用しながら、市民の声を学校経営に反映していくというふうなお答えをしました。

次に、5番目の土屋健一議員でございます。この方は、市長部局とあわせての質問でしたけれども、子どもたちの食環境について、それから子どもたちの食事状況について、次

に、子ども食堂という、全国でも幾つかできている、三鷹でも任意のボランティア活動の中で「みたかやま食堂」というのができておりまして、それに関連して、特に今、貧困ということもありますし、朝食の欠食ですとか、あるいは孤食という、子どもたちだけが食べる、あるいはコンビニエンスストアで買ってくる、そういったことの食環境の中で、どういった食育を進めるかというご質問でしたので、これまでの食育推進の指針、あるいは給食だより、あるいは食育カレンダーもJAに協力いただいていますので、そういったことを活用しながら家庭へも働きかけて、食事の大切さ、健康管理の重要性、そういったことに気づかせるような食習慣を育てていくというお答えをしました。

それから、次の6番目、小俣美恵子議員でございます。質問は2番目の、運動会の組み体操の安全確保ということで、今、新聞にもさまざま載ってございます。三鷹の現状でございますけれども、小学校全校で組み体操は行っておりまして、運動会当日の事故はないものの、練習中には骨折の5件を含む14件のけがが昨年度はございました。やはり安全性を優先して行うことといたしますけれども、現在、東京都でも有識者会議の中で、そういった安全対策検討委員会の検討が行われておりますので、年度内にそういった方向性も出るということで、そういったことも注視しながら、教育委員会として春の運動会もございますので、4月早々には一定の対応策を進めていくとお答えをいたしました。

次に、飛びまして8番目、渥美典尚議員でございます。2点ございまして、これは市長部局にも聞かれていることですが、総合的な感染症対応ということと、この4月から学部が移転してまいります杏林大学の井の頭キャンパスについてどう連携していくのかというご質問でした。

1点目の感染症の流行の際の対応、対策についてということでございますけれども、これは広域的に東京都や保健所から情報が入ってまいりますので、それをもとに、今、学校でも対応マニュアルをつくっておりますので、それに基づいての感染症の早期探知、あるいは必要に応じた出席停止ですとか臨時休校などの措置、そういったことを講じて感染症拡大、そしてまた、予防対策等に努めていくとお答えをしました。

それから、杏林大学との関係につきましては、今、大学と三鷹市で連絡会というのを設けておりますので、その中で学生のインターンシップの受け入れですとか、あるいは教育ボランティアとしての活躍を今後検討していくとお答えをしました。

それから次に、9番目の粕谷稔議員でございます。この方も1の(1)の子どもの食という、先ほどとオーバーラップしますが、朝食の欠食とか孤食、栄養指導についてどうかというご質問でした。これも先ほどと重なりますけれども、食事の重要性、あるいは望ましい栄養のとり方、食習慣について指導するとともに、家庭に対しましても、給食だより、あるいは給食試食会などを通じて、栄養、食材、献立等についての啓発もあわせて行っていくとお答えをしました。

次に、11番目、寺井均議員でございます。質問は、1の(3)の若者施策ということで、これも市長部局とあわせてなんです、内容は、子どもの夢やチャレンジを応援するような新規事業をどうかということでご質問がありました。学校においては、キャリア・アントレプレナーシップ教育、9年間を通して、チャレンジ精神や創造性を発揮するよう

な、そういった発達段階に応じた意欲とか能力の育成を図っていくとお答えをしました。

それから次に、13番目の谷口敏也議員でございます。3点ございまして、一つ目は、(1)のごみの排出抑制と資源化等ということで、大きく環境教育についてでございます。これについては、お隣のクリーンプラザふじみの社会科見学、あるいは校内でペットボトルのキャップの回収など、身近な取り組みを通じて、ごみの減量化、あるいは分別化を実践するように取り組んでいくとお答えをしました。

それから2番目が、英語教育に関してでございますけれども、これは特に小・中学校の教員の英語指導力の向上に向けまして、今、アドバイザーの派遣ですとか、あるいは研修用の教材の活用、さらに大学講師を招いての研修など、さらに充実をさせていくとお答えをしました。

それから、最後3点目が、キャリア・アントレプレナーシップ教育ということで、特にご質問は、中学校に文化祭を創設して、その中で発表させたらどうかというご提案も含めてのご質問でしたけれども、現在、学校公開ですとか地域行事の中で、例えば紫草の染め物を企画して販売するとか、あるいは中原小なんかでもコマーシャルづくりを広告代理店のアドバイスを得ながら企画したりして、優秀作品をフェスタの中で発表するとか、そういう地域での発表の場も、参加の場もございますので、そういったことを通じて教育をしていくというふうなお答えをしました。

それから、最後が飛びまして17番目、野村羊子議員でございます。この方は、(1)イ、LGBTに関して子どもたちがともに生きることのできる学校環境の構築についてというお尋ねでした。学校においては、人権教育の中で性同一性障がいを取り扱っておりまして、今後もそういった性的マイノリティーについても理解を深めるような教育を進めていくというふうなお答えをしたところでございます。

議会報告については、以上でございます。

それでは、部長は。

○山口教育部長 特にございません。

○高部教育長 よろしいですか。それでは、各課報告を。総務課長。

○高松総務課長 それでは、議案資料をごらんください。総務課でございます。

まず、総務課庶務係関係ですが、17ページ、18ページになります。17ページの実績等報告につきましては、記載のとおりでございます。

18ページの予定等報告です。本日、教育委員会と市立小学校・中学校との保護者代表との懇談会を開催しまして、意見交換を行っていただきました。ありがとうございました。

次に、3月7日月曜日、教育委員会の児童・生徒表彰を行う予定でございます。本日、席上にA4の1枚のものでございますけれども、被表彰者の一覧をお配りしております。ご参照いただければと思います。本年度は、小学生が2人、中学生が9人の、合わせて11人の個人と中学生の2団体、全体で13件の表彰を行う予定でございます。表彰内容、功績等につきましては、資料をご参照いただければと思います。

続きまして、議会関係ですけれども、18ページ、日程が空欄になっておりますが、来週開催される予定の文教委員会におきまして、2月に議決いただきました平成28年度の

教育委員会基本方針と、本日ご審議いただきました教育ビジョン等の個別計画のパブリックコメントでの主なご意見と対応の方向性等について行政報告を行う予定としております。

また、11日から平成28年度予算に係る予算審査特別委員会が予定されております。

続きまして、19ページ、20ページですけれども、教育センターと施設係関係の実績予定等報告になります。主な設計委託、工事関係につきましても、記載のとおりでございます。主要な工事は全て完了しております。設計につきましても、年度末の完了に向けて、現在、順調に進捗しているところでございます。

総務課からは以上でございます。

○高部教育長 学務課、お願いします。

○桑名学務課長 学務課です。21ページの実績等報告をごらんください。

1番上、2月8日に本年度2回目の学校給食運営委員会を開催いたしました。この委員会は、学校長、学校栄養職員、保護者、保健所職員、教育委員会事務局職員で構成しておりまして、学校給食の充実に向けてさまざまな検討を行うとともに、学校給食用食材の納入業者や食材の登録の事務などを行っております。

当日は、学校給食用食材の納入業者について、2年の登録期間が満了する18の事業者の継続登録、それから、1業者の新規登録の承認などを行いました。

2段目の9日でございますが、就学相談説明会を開催しました。平成29年度に小学校入学予定のお子さんの保護者の方を対象として、主に北野ハピネスセンターへ通所する就学前の児童の保護者向けに就学相談の流れなどの説明を行いました。当日は約60人の参加がありました。

その他につきましては、記載のとおりでございます。

学務課からは以上です。

○高部教育長 次、指導課、お願いします。

○宮崎指導課長 23ページ、24ページになります。まず、これまでのところですが、2月7日ですが、第7回中学生東京駅伝が味の素スタジアムを会場として行われました。三鷹市の中学生も頑張りました。女子は25位、男子が19位、そして総合で23位ということでしたけれども、たすきがつなぐきずなも非常に感じましたし、また応援も、教員もそうですし、保護者の方もそうですし、また、部活やクラスの仲間なんかも集まって、近いということもあるとは思いますが、非常にいい雰囲気です。終わることができました。また、吹奏楽で盛り上げてくれた部活動もございまして、大変よかったですと思っています。

それから、19日ですけれども、ほかにもさまざまな研究発表や報告会等も記載しておりますが、連雀学園が教育研究奨励校の発表会を行いまして、これにつきましては、ここに第一中学校と書いてありますけれども、会場は第一中学校ですが、四小、六小、南浦小の子どもたちもそこへ集まって、研究授業を中学校の教室で行うという形で、非常に頑張ったなと思います。参加者も非常に注目度が高く、まさに北は北海道から南は沖縄まで、全国からさまざまな学校関係者等が集まっていたいただきました。小・中一貫という意味での注目もあったようで、一中の別会場で、全体の発表会が終わった後、コミュニティ・スク

ールや小・中一貫についての説明もやっているというような状況でございました。

そして、27日土曜日ですけれども、みたか教師力養成講座、ネットワーク大学において、今回は閉校式ですけれども、23名の受講生が修了したという形になっております。

また、3月1日火曜日ですけれども、初任者研修の閉校式がございまして、今年度27名が修了したという形になっております。

右のページに移りまして、今後ですけれども、3月22日になりますが、いじめ問題対策協議会を今年度3回目の最終の会議を開催いたします。いじめ防止対策推進条例に基づきまして、いじめ防止対策推進基本方針を定めておりますけれども、今年度最後の会議になりますので、これについて点検等、ご意見等もいただく予定でございます。

指導課については以上です。

○高部教育長 次に、生涯学習課。

○宇山生涯学習担当部長 生涯学習課についてご報告いたします。

25ページ、実績でございますが、2月14日、エコミュージアム入門講座第2回ということで、「古文書寺子屋みたか村」というタイトルで、三鷹市の実際に伝わる古文書を読み解くという講座が行われました。参加者36人で大変熱心に取り組まれていました。

19日金曜日、山崎直子宇宙飛行士の講演会「宇宙、人、夢をつなぐ」が三鷹市公会堂の光のホールで行われました。井の頭ロータリークラブが主催、市と教育委員会が共催したものでございます。参加者が600人近くだったようですが、子どもたちが質疑応答で大変熱心に宇宙のお話を聞くという機会がございました。

26ページの予定でございますが、3月13日日曜日に、三鷹市管弦楽団によります第106回親子音楽会を予定しております。広報等でお知らせしたところ、大変好評でして、630人の定員のところ、応募者が2,044人となりまして、抽選になりましたけれども、193組698人に当選の発送をしたところでございます。

以上です。

○高部教育長 次は、スポーツ振興課、お願いします。

○室谷スポーツ振興課長 お手元の資料、27ページ、28ページをごらんください。まず、27ページの実績でございますが、一番上段の、2月8日、馬とのふれあい事業、こちらは第一小学校の3年生の全児童を対象に、授業の中の一環として、午前中は馬との触れ合い、餌やり体験や乗馬体験を全員にさせていただいて、午後は東京大学の馬術部に協力させていただいて、馬に関する、あるいは馬術競技に関する講義、そしてまた、オリンピック・パラリンピックの講義を行いました。非常に子どもたちも新鮮だったようで、この週末に行われた校外授業でも同じテーマで父母の参観のもとに、そのときに描いた馬の絵なども、実際に触れ合いする前の馬の絵とその後の絵という、使用前、使用后みたいな形で全然違う絵になっていたり、非常に校長先生も含めて大変好評でした。ぜひ来年もというお話をいただいております。

そして、次の2月15日のスポーツボランティア養成講習会でございます。こちらは100人以上の参加があつて、水泳の元オリンピックの伊藤華英さんと、笹川スポーツ財団の工藤保子さんを講師に招いて、今後期待されるボランティア活動について非常に熱心な

講義をしていただきまして、大変好評のうちに、盛会のうちに終わっております。

そして、21日の日曜日です。こちらは、先ほどのスポーツ推進委員の主催事業であります第17回小学生ソフトバレーボール交流大会、こちらにも36チームの約200名の小学生の参加を得て、大変盛り上がった大会となりました。あとは記載のとおりでございます。

そして28ページの今後の予定についても、こちらは記載のとおりでございます。

スポーツ振興課は以上です。

○高部教育長 総合スポーツセンター建設推進室。

○向井総合スポーツセンター建設推進室総務担当課長 特にございませぬ。

○高部教育長 はい、わかりました。次、社会教育会館。

○新名社会教育会館長 社会教育会館でございます。29ページ、30ページをごらんください。実績でございますが、2月29日に公民館運営審議会第8回定例会を開催いたしました。この際、2月18日の教育委員会臨時会でも議案とされました三鷹市生涯学習センター条例につきまして、私から説明を申し上げまして、意見などをいただいたところですので、何点かご紹介いたしたいと思っております。

条例の中で、市民の意見を聞く機会として、利用者懇談会というものを規定しております。こちらをぜひ実効があるものにしていただきたいというようなご意見を複数いただきました。また、こちらの条例の説明のみでは、やはり生涯学習センターの事業の全体のイメージ等がなかなか明らかになっていないということで、それらをやはり別途、審議会でも提案をするようにというご意見をいただきました。

また、生涯学習センターを含めまして、こちらの新施設が複合施設ということですので、集約されるほかの部署との密接な連携と協力というものをぜひ実現してほしいというようなご意見をいただいたところです。

ほかの実績並びに行事予定については記載のとおりですが、実績と予定それぞれ、ボランティア活用講座という表記が3点ほどございまして、こちらの名称につきましては、先ほど宇山部長から生涯学習プランの説明の中でありましたとおり、私どもとしても、次年度以降、適切な事業名称に変更したいと考えております。

会館は以上でございます。

○高部教育長 図書館、お願いします。

○田中三鷹図書館長 図書館でございます。31ページ、32ページになります。まず実績でございますが、かねてからご報告いたしております「作家 津村節子の世界～夫 吉村昭とともに」の展示を現在も継続して実施しております。2月2日から展示の内容を変えさせていただいて、充実した内容でごらんいただいておりますが、目録の配布部数ですが、2月2日から今日現在までで約350部の配布を行っております。目録を手にとらずに見られている方もいますので、それ以上の実績があるかと思っております。

また、2月22日に津村先生をお迎えし、また、清原市長もご来館いただいて、一緒に展示をごらんいただいております。そちらの様子ですが、みる・みる・三鷹の撮影が入りまして、3月20日から4月2日、1日4回放送されることになっております。三鷹のエ

リアであれば、地デジの11チャンネルでごらんになれるということでございます。

また、イベントですが、2月7日日曜日に、みたかとしょかん！図書部とアジア・アフリカ語学院の留学生による交流イベントを実施しております。

3月2日水曜日、昨日でございますが、29年度を連携実現目標にしております井の頭コミュニティ・センター図書室と三鷹市立図書館の連携に関するパートナーシップの協定を締結させていただきました。こちらは、三鷹市井の頭地区住民協議会と三鷹市、三鷹市教育委員会、三者のパートナーシップ協定となっております。これによりまして、井の頭地区住民協議会と対等な立場で連携実現に向けて丁寧な協議、検討を進めてまいりたいと思っております。

32ページですが、3月1日から3月31日まで、一般テーマ図書「つらい気持ちを抱えているあなたへ」を開催させていただいております。こちらは、3月が自殺予防強化月間となっていることを受け、健康推進課と共催展示として開催しております。内容としましては、市が行っている事業の情報提供、相談窓口の案内、国と各種団体が行っている心の健康支援先に関する情報の紹介、自殺予防に関するパネル展示、また、図書館からは、これらに関連する図書の展示、貸し出し、リストの配布を行っております。そのほかのイベントについては、表記のとおりでございます。

○高部教育長 以上で報告を終わりました。委員の皆様の質疑をお願いいたします。はい、どうぞ、角田委員。

○角田委員 二つお伺いしたいと思います。一つは、教育長報告の中で、自由民主クラブの渥美議員、三鷹市における感染症対策、これは非常に大きい質問で、どんな内容だったか推しはかるしかないんですが、その中で、確かに学校現場とか教育現場のそういう対策は重要だと思うんですが、教育長が対応マニュアルがあるとおっしゃったので、実は感染症といってもインフルエンザのような一般的なものと、あとはほんとうに新型インフルエンザのような新しいものと、もう一つはデング熱とかエボラとか、重篤だけどぼんと来るものとか、ある程度、対象によって違うんですね。そのときにきちっと情報提供も必要ですけれども、どうやって対応するかといったことが対応マニュアルにきちっと書いてあるんですか。ちょっと私見たことないので。しかもその対応マニュアルがあるのであれば、それをきちっと現場に何回も繰り返して周知というか、どのようにしているのかというのを、わかる範囲でいいですから教えていただきたいです。

もう1点は全く別で、21ページの学務課の報告の中で、北野ハピネスセンター、29年度の就学の方の説明会に60名来たということですが、実際、この60名のうち、28年度であれば何名ぐらいハピネスへ通うのかとか、その辺のところ、数がわかれば教えてください。その2点を教えていただきたい。

○高部教育長 ありがとうございます。両方とも学務課ですね。

○田中学務課教育支援担当課長 この60名は、既にハピネスセンターに通っている方たちになるんですが、そのうちの就学相談は40名前後だと思います。すいません、詳しい数字はないんですけれども、よろしいでしょうか。

○角田委員 40名前後が就学相談にということですか。



- 田中学務課教育支援担当課長 就学相談にかかります。
- 高部教育長 感染症の各学校への周知伝達については。
- 角田委員 マニュアルというのが、学校現場での感染症マニュアルのことですか。市全体のものですか。
- 桑名学務課長 各学校にあるマニュアルです。
- 角田委員 それは雛型があって、各学校にということなんですか。
- 高部教育長 これは、市長部局にも聞かれていますので、市は市でいろいろな計画とかマニュアルを持っていますので、ベーシックなものはあるんですけども、学校は学校で取り出したものが、さっきの出席停止とか臨時休校の判断の基準みたいなものがありますから、それをマニュアル化したものがあるんですよ。それから、感染症の種類も、おっしゃるように、インフルエンザだけで第1種、第2種、第3種さらにその他というのがあります。
- 角田委員 それはただ、法律で決まっているというか、感染症で決まっているものだから、あまり各学校の差は出ないですよ。
- 高部教育長 出ないですね、はい。
- 角田委員 そこに具体的な学校の状況みたいなものが落とし込んであるんですかね。
- 高部教育長 そういう具体的なものはないですね。
- 角田委員 同じものをみんな持っているということなんですか。
- 山口教育部長 実際に決まりはあったとしても、現場でどういうふうに動くかということになると迷いも出てきますので、そういった手順がきちっと書かれています。
- 角田委員 それは繰り返し毎年初めには、現場の先生とか養護の先生とかいろいろ意識統一とかしているんですかね。
- 高部教育長 研修の機会は予定されていますか。
- 宮崎指導課長 基本的には、学校保健関係ですから、養護教諭がどうしても中心になる部分はありますけれども、やはり養護教員もかわっていきますし、管理職もかわっていきますので、その都度、年度末に確認をしたり、年度初めに人事異動があったときには確認をしていると。それから、学校規模も変わっていく場合もありますので、そういったことも勘案しながら、見直しを図りながら毎年更新をしていくというのが基本的な考え方というふうに思います。
- 角田委員 それは現場全体、養護だけじゃなくて皆さんがそういう研修の場のようなものを共有して持っているということですか。
- 宮崎指導課長 そうですね、確認をしてやっていくという。
- 角田委員 意識を統一する場、確認する場、それは学校に任されるということですかね。
- 宮崎指導課長 基本的にはそうですね。
- 角田委員 わかりました。
- 高部教育長 ほかにいかがでしょうか。高橋委員。
- 高橋委員 同じく学務課なんですけれども、給食費の納入状況とか、それに対して対

策をどういうふうに立てておられるかとか、可能であればお教えいただければと思います  
○高部教育長 学務課長。

○桑名学務課長 給食費は、26年度の決算の数字でいくと、99.8%を超えている収納率になっていたかと思います。基本的には、各学校で個別に対応していただいて、学校長以下、事務の職員の方にご協力いただいて、徴収をしていただくという形で対応して、場合によっては、教育委員会の学務課長と連名での文書をお出しするという形での対策をとっております。

○高橋委員 わかりました。ありがとうございます。

○高部教育長 よろしいですか。ほかにいかがでしょうか。須藤委員。

○須藤委員 市議会の一般質問で、今回、子どもの食環境についてということで、お二人の議員さんから質問が上がりました。子ども食堂、今、報道でもかなりされているところなんですけど、三鷹でもみたかやま食堂というのが今年の10月にNPOで立ち上がったというのは私も話を聞いております。そのNPOの方とも話す機会もあったんですけども、親の貧困が子どもに連鎖してという形なんですけど、なかなかデリケートな部分で、そういったような貧困の子どもたちを把握するのもなかなか難しいと。現状としては、西児童館の子どもたちを中心に活動されているというお話を聞きました。

また、中学校の学校訪問に行ったときも、長期の休暇になると痩せてしまう子どもがいるんだというお話も聞いて、これは三鷹でも実際に起きていることなので、我々自治体として何かこういった子どもの貧困に対して、またそういった子ども食堂に対してサポートできることはないのかなというのがすごく今思っていることなんですけれども、いかがですか。

○山口教育部長 まさに今回、一般質問の中であった趣旨というの、そういった中身でございました。基本的に子ども食堂は民間団体の方々がボランティアでやられているということがありますので、やられている方々からのお話でも、貧困だから来るとかいうことではなくて、とりあえず開かれた場にして、親御さんも含めてできる限りの食事を提供していきたいというようなこともあったようでございます。

学校に対する子どもの貧困、食を通した調査ができないかというお尋ねもありましたけれども、給食費の滞納等がイコール貧困ということでもありませんし、なかなかアンケートなり調査というのは非常に難しい側面もありますので、やはり学校全体の中で子どもの様子を見ながら、そういったことについてスクールカウンセラー、あるいはスクールソーシャルワーカーもおりますので、そういった子どもの観察を通して、一人ひとりの児童の状態というのは観察をして、こちら側から積極的にといえますか、もしそういうような予兆があれば、早目に発見するような体制をとっていきたいというようなことでお答えをしているところなんですけれども。

○須藤委員 それから、貧困に伴って、貧困から子どもが脱するためにはしっかりとした教育をつけてあげるとか、そういった部分が大事になってくると思うんですね。三鷹市は協働という精神の中で、子ども食堂でも今後試みようとしているみたいなんですけれども、例えばICUの学生がボランティアでそういったところで勉強を教えてあげるとか、

そういったようなことも今考えているみたいな話は聞きました。

何とか子どもたちがそういったようなきっかけをつくって、貧困から脱するような機会をつくるということが、我々大人ができることなのかなと思っていますので、ぜひ、市長部局ともかかわることだと思いますので、児童・民生委員とかそういったところとも協力して、何とか三鷹市としてもいい方向でサポートできればなと思っていますので、よろしくお願いします。

○高部教育長 福祉との連携について、総合教育相談室でスクールソーシャルワーカーの活動など把握している部分はありますか。

○田中学務課教育支援担当課長 福祉との連携という点では、例えば不登校のお子さんなどに学校が対応している中で、家庭環境、つまり貧困につながるような家庭環境があるような場合には、スクールソーシャルワーカーが生活福祉課の生活保護のワーカーを紹介するとか、そのような連携をとっております。

○高部教育長 今、生活困窮者相談窓口というのが市長部局に専門にできましたし、ひとり親家庭にそういうリスクが高いということで、そういうことの支援も子ども政策部でやっていますので、やっぱり食だけではなくて、いろいろな観察の中でそういった家庭状況がわかるような場面は、学校からスクールソーシャルワーカーにつないで、そこからまた福祉と連携をとるといふ、そういうことはおっしゃるように、これからより一層密にしなければいけないと思っていますけれども。

ほかにいかがでしょうか。それでは、日程第8 教育長報告を終わります。

以上をもちまして、平成28年第3回教育委員会定例会を閉会いたします。

---

午後 4時55分 閉会